署活動用無線機周波数等一覧

資料11

神奈川県		署活系無線の保有状況	署活系無線機の保有数	周波数名称																
				G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
消防本部	横浜市消防局	有	859	○			○	○	○	○	○			○		○	○	○		
消防本部	川崎市消防局	有	536	○		○		○	○	○			○	○	○	○			○	○
消防本部	相模原市消防局	有	194	●	○	○	●	●	●	●	●	●	○	●	●	○	●	○	●	●
消防本部	横須賀市消防局	有	150			○									○	○				
			14	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●
消防本部	平塚市消防本部	有	57	○									○			○				
消防本部	鎌倉市消防本部	有	38				○						○			○				
消防本部	藤沢市消防局	有	127		○											○			○	
消防本部	小田原市消防本部	有	71					○							○	○				
			50	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●
消防本部	茅ヶ崎市消防本部	有	78			○						○		○						
消防本部	逗子市消防本部	有	9	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	○	●	●	●	●
消防本部	秦野市消防本部	有	41	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●
消防本部	厚木市消防本部	有	72	○									○			○				
消防本部	大和市消防本部	有	59						○							○				
消防本部	伊勢原市消防本部	有	24				○					○				○	○			
消防本部	海老名市消防本部	有	51					○								○		○		
消防本部	座間市消防本部	有	32				○									○	○			
消防本部	綾瀬市消防本部	有	25						○							○			○	
消防本部	葉山町消防本部	有	21						○							○			○	
消防本部	大磯町消防本部	有	17					○								○		○		
消防本部	二宮町消防本部	有	10							○						○			○	
消防本部	箱根町消防本部	有	30													○		○		○
消防本部	湯河原町消防本部	有	24	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	○	●	○
消防本部	愛川町消防本部	有	25								○					○				○
消防団	横浜市鶴見消防団	有	106							○								○		
消防団	横浜市神奈川消防団	有	98	○						○										
消防団	横浜市西消防団	有	40						○	○										
消防団	横浜市伊勢佐木消防団	有	40					○		○										
消防団	横浜市加賀町消防団	有	37					○		○										
消防団	横浜市山手消防団	有	49					○		○										
消防団	横浜市南消防団	有	70							○				○						
消防団	横浜市港南消防団	有	59	○						○										
消防団	横浜市保土ヶ谷消防団	有	68				○			○										
消防団	横浜市旭消防団	有	83					○		○										
消防団	横浜市磯子消防団	有	88							○								○		
消防団	横浜市金沢消防団	有	118				○			○										
消防団	横浜市港北消防団	有	135							○				○						
消防団	横浜市緑消防団	有	55						○	○										
消防団	横浜市青葉消防団	有	65							○				○						
消防団	横浜市都筑消防団	有	60							○								○		
消防団	横浜市戸塚消防団	有	114						○	○										
消防団	横浜市栄消防団	有	43					○		○										
消防団	横浜市泉消防団	有	61							○				○						
消防団	横浜市瀬谷消防団	有	53	○						○										
消防団	臨港消防団	無																		
消防団	川崎消防団	無																		
消防団	幸消防団	無																		
消防団	中原消防団	無																		
消防団	高津消防団	無																		
消防団	宮前消防団	無																		
消防団	多摩消防団	無																		
消防団	麻生消防団	無																		
消防団	相模原市消防団	無																		
消防団	横須賀市消防団	無																		
消防団	平塚市消防団	無																		
消防団	鎌倉市消防団	無																		
消防団	藤沢市消防団	無																		
消防団	小田原市消防団	無																		
消防団	茅ヶ崎市消防団	有	67			○						○		○						
消防団	逗子市消防団	無																		
消防団	三浦市消防団	無																		
消防団	秦野市消防団	無																		
消防団	厚木市消防団	無																		
消防団	大和市消防団	無																		
消防団	伊勢原市消防団	有	69				○					○					○			
消防団	海老名市消防団	無																		
消防団	座間市消防団	無																		
消防団	南足柄市消防団	無																		
消防団	綾瀬市消防団	無																		
消防団	葉山町消防団	無																		
消防団	寒川町消防団	有	14			○						○		○						
消防団	大磯町消防団	無																		
消防団	二宮町消防団	無																		
消防団	中井町消防団	無																		
消防団	大井町消防団	無																		
消防団	松田町消防団	無																		
消防団	山北町消防団	無																		
消防団	開成町消防団	無																		
消防団	箱根町消防団	無																		
消防団	真鶴町消防団	無																		
消防団	湯河原町消防団	有	27									○						○		
消防団	愛川町消防団	無																		
消防団	清川村消防団	無																		

○：通常使用している無線周波数　●：実装しているが使用していない無線周波数

消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況

消防本部名	基地局名称・住所・座標	送信出力	統制波の切替方式	基地局折り返し機能の起動方法	当該基地局を直接運制操作できる場所・連絡先	調整本部接続機能			備考
						直接接続の可否	消合センター経由での接続	消合センター名称 連絡先	
横浜市消防局	都筑基地局 横浜市都筑区半介27-1 N 35度 33分 08秒 E139度 34分 01秒	20W	受信：3波同時 送信：3波同時 ※3波は別無線設備	移動局からの通信に5秒以内に応答後、5秒間起動	横浜市消防司令センター 045-332-1042 各県内消防本部通信所	○	×		
	西谷基地局 横浜市保土ケ谷区川島町522 N 35度 27分 58秒 E139度 34分 23秒	10W							
	円海山基地局 横浜市磯子区峰町675 N 35度 21分 45秒 E139度 35分 32秒	10W							
川崎市消防局	川崎基地局 川崎市川崎区南町20-7 N 35度 31分 51秒 E139度 41分 56秒	10W	受信：3波同時 送信：3波同時	移動局からの通信に10秒以内に応答後、10秒間起動	県活動調整本部 045-210-3456 川崎市消防局 消防指令センター 044-223-2645	○	○	川崎市消防局 消防指令センター 044-223-2645	
	梶ヶ谷基地局 川崎市高津区向ヶ丘8-16 N 35度 35分 34秒 E139度 36分 51秒								
	西生田基地局 川崎市多摩区西生田5-28-1 N 35度 36分 19秒 E139度 31分 37秒								
相模原市消防局	相武台分署基地局 相模原市南区新磯野2-51-1 N 35度 30分 49.3秒 E139度 24分 11.5秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切断	県活動調整本部及び県下全消防本部から操作可能 【相模原市消防局】 ・消防指令センター 042-751-9111	○	○	相模原市消防局 消防指令センター 042-751-9111	
	小倉城山基地局 八王子市宮高尾町1793 N 35度 37分 48.8秒 E139度 13分 15.8秒	5W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切断	県活動調整本部及び県下全消防本部から操作可能 【相模原市消防局】 ・消防指令センター 042-751-9111	○	○	相模原市消防局 消防指令センター 042-751-9111	
横須賀市消防局	共通波横須賀基地局 （鷹定上衆山町と共同利用） 横須賀市戸名 N 35度 15分 05秒 E139度 37分 44秒	20W	受信：3波同時 送信：3波同時	通信所（指令センター等）からの送信で起動（基地局でら秒間搬送波の送受信無い場合は折返し機能解除）	県活動調整本部 045-210-3456 その他県内23消防本部 葉山基地局の管理は横須賀市消防局 046-826-0119	○	×		
平塚市消防本部	防災センター基地局 神奈川県総合防災センター 厚木市下古久280 N 35度 40' 16分 76秒 E139度 35' 29分 8秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に応答後、10秒間起動	厚木市消防本部 046-221-2331	×	○	平塚市・大磯町・二宮町 共同消防指令センター	
鎌倉市消防本部	鎌倉基地局 鎌倉市腰原4-7 N 35度 19分 33秒 E139度 32分 00秒	20W	受信：3波同時 送信：3波同時	移動局からの通信に消令台から応答することで起動	鎌倉市消防本部 指令情報課 0467-41-0119	○	—	—	
藤沢市消防局	藤沢基地局 藤沢市用田480 N35度 21分 12秒 E139度 25分 15秒	5W	受信：3波同時 送信：3波同時	移動局からの通信に、指令台や遠隔無線でプレストークボタン押下後に起動、その後10秒間無動作で起動解除。	県活動調整本部 045-210-3456 県内各市町 消防指令センター	○	○	藤沢市消防局通信指令室 0466-22-8182	
	鎌倉基地局 鎌倉市腰原4-7 N35度 19分 33秒 E139度 32分 00秒	20W							
小田原市消防本部	曽我基地局 神奈川県小田原市曽我谷津1175-27 N 35度 18分 41秒 E139度 12分 00秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	県活動調整本部 045-210-3456 県内各市町 消防指令センター	○	○	小田原市消防本部	
	足柄基地局 神奈川県南足柄市竹松40-1 N 35度 19分 11秒 E139度 06分 48秒	5W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	県活動調整本部 045-210-3456 県内各市町 消防指令センター	○	○	小田原市消防本部	
茅ヶ崎市消防本部	茅ヶ崎基地局 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 N 35度 20分 03秒 E139度 24分 15秒	5W	受信：切替方式 送信：切替方式	・移動局からの通信に10秒以内に応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切断	茅ヶ崎市消防本部 情報指令課 0467-85-1591	×	○	茅ヶ崎市消防本部 情報指令課	
逗子市消防本部	鎌倉基地局 鎌倉市腰原4-7 N 35度 19分 33秒 E139度 32分 00秒	20W	受信：3波同時 送信：3波同時	常時起動	逗子市消防署 通信指令室 0468-871-0119	○	—		

消防本部名	基地局名称・住所・座標	送信出力	統制波の切替方式	基地局折り返し機能の起動方法	当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先	調整本部接続機能 直接接続の可否	指令センター経由での接続	指令センター名称 連絡先	備考
秦野市消防本部	秦野基地局 秦野市曽屋757 N 35度 22分 46秒 E139度 12分 40秒	5W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に5秒以内に応答後起動 ※無通信が約6秒間継続すると切断	秦野市消防本部 0463-81-0119	○	○	秦野市消防本部 0463-81-0119	
厚木市消防本部	防災センター基地局 厚木市下津古久180 N 35度 21分 20秒 E139度 21分 06秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切断	厚木市消防本部 046-221-2331	×	○	厚木市消防本部 046-221-2331	山間部等で一部不感地域あり
	遠隔制御装置：厚木市消防本部 厚木市3-4-10 N 35度 44分 53秒 E139度 38分 13秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切断	厚木市消防本部 046-221-2331	×	○	厚木市消防本部 046-221-2331	
大和市消防本部	相武台分署基地局 相模原市南区新磯野2-51-1 N 35度 30分 49.3秒 E139度 24分 11.5秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切断	県活動調整本部及び県下全消防本部から操作可能 【大和市消防本部】 ・指令課 046－261－1119	○	○	大和市消防本部 指令課 046－261－1119	
	柏ケ谷基地局 海老名市柏ケ谷 N 35度 37分 57秒 E139度 24分 57秒	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に5秒以内に応答後起動 ※無通信が約6秒間継続すると切断	県活動調整本部及び県下全消防本部から操作可能 【大和市消防本部】 ・指令課 046－261－1119	○	○	大和市消防本部 指令課 046－261－1119	
伊勢原市消防本部	防災センター基地局 神奈川県総合防災センター 厚木市下津古久280 N 35度 10' 16分 76秒 E139度 35' 29分 8秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に応答後、10秒間起動	神奈川県庁 各消防本部・局 各指令センター ※遠隔制御器が設置してある場所全て	○	−		
海老名市消防本部 座間市消防本部 綾瀬市消防本部	柏ケ谷基地局 海老名市柏ケ谷1047-3 N 35度 37分 57秒 E139度 24分 57秒	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に5秒以内に応答後起動 ※無通信が約6秒間継続すると切断	海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センター 046-234-8119 全消防本部から操作可能	○	○	海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センター 046-234-8119	
葉山町消防本部	大楠山 基地局 （横須賀市三浦市葉山町で共用） 横須賀市芦名 N 35度 15分 05秒12 E139度 37分 44秒84	20W	受信：3波同時 送信：切替方式	遠隔制御器から基地局送信時のみ5秒間	神奈川県庁 各消防本部・局 各指令センター ※遠隔制御器が設置してある場所全て	○	×		
大磯町消防本部	曽我基地局 神奈川県小田原市曽我谷津1175-27 N 35度 18分 41秒 E139度 12分 00秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	平塚市・大磯町・二宮町共同消防指令センター 0463－21－3240	○	○	平塚市・大磯町・二宮町共同消防指令センター 0463－21－3240	
二宮町消防本部	曽我基地局 神奈川県小田原市曽我谷津1175-27 N 35度 18分 41秒 E139度 12分 00秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	平塚市・大磯町・二宮町共同消防指令センター 0463－21－3240 二宮町消防本部 0463－72－0015	○	○	平塚市・大磯町・二宮町共同消防指令センター 0463－21－3240 二宮町消防本部 0463－72－0015	
箱根町消防本部	しょうぼうゆもと基地局 箱根町湯本256 N 35度13分56.45秒 E139度06分25.20秒 しょうぼうせんごくはら基地局 箱根町仙石原817-253 N 35度 16分 03.41秒 E139度 00分 31.16秒	10W	受信：３波同時 送信：切替方式	・移動局からの通信に10秒以内に応答後起動 ＊無通信が約１０秒間継続すると切断	箱根町消防署 指令室 0460-82-1511	×	○	箱根町消防署 指令室 0460-82-1511	山間部等で一部不感地域あり
湯河原町消防本部	湯河原基地局 足柄下郡湯河原町土肥1-5-22 N 35度 08分 45.5秒 E139度 06分 17.6秒	5W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に応答後、10秒間起動 遠隔制御装置の操作により強制起動可能	湯河原町消防高機能消防指令センター 0465-60-0119	×	○	湯河原町消防高機能消防指令センター 0465-60-0119	
愛川町消防本部	愛川町消防本部 N 35度 31分 49秒 E139度 19分 23秒	5W	送信：切替方式 受信：切替方式	移動局からの通信に１０秒以内に応答後起動 ※無通信が約１０秒間継続すると切断	全消防本部から操作可能 【主に使用する消防】 ・愛川町消防本部	×	○	愛川町消防本部	

重機派遣及び物資等(燃料、食糧、生活必需品等)調達の要請先

1 全般

名　　称	担当部課	所在地	電話番号
内閣府	防災担当	千代田区霞ヶ関1-2-2	03-5253-2111
他都道府県	神奈川県地域防災計画の連絡先一覧（都道府県災害対策主管課）参照		

2 燃料調達

名　　称	担当部課	所在地	電話番号
神奈川県石油業協同組合	−	横浜市中区万代町3-5-3	045-641-1351

3 重機派遣

名　　称	担当部課	所在地	電話番号
(一社)神奈川県建設業協会	横浜支部	横浜市中区太田町2-22	045-201-8455
神奈川県小型生コンクリート協同組合	−	横浜市神奈川区鶴屋町３－３５－１	045-548-6087

4 物資等調達（生活必需物資の調達に関する協定先（※詳細は神奈川県地域防災計画参照））

1 百貨店　（５箇所）

（令和元年10月１日）

名　　称	担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
（株）高島屋横浜店	総務部	横浜市西区南幸１－６－３１	045(313)7113	045(313)7153
（株）横浜岡田屋	管理本部管理部総務渉外	横浜市西区みなとみらい2-3-5 クイーンズタワーC棟11F	045(414)5001	045(228)3400
（株）さいか屋	総務部総務グループ	横須賀市大滝町１－１３	046(845)6814	046(845)6815
（株）小田急百貨店藤沢店	店舗戦略・運営担当	藤沢市南藤沢２１－１	0466(26)6111	0466(24)2187
（株）そごう・西武　そごう横浜店	総務部総務担当	横浜市西区高島２－１８－１	045(465)5860	045(465)5863

2 スーパー　（１９箇所）

名　　称	担当部課	所在地	電話番号	FAX番号
（株）ダイエー	関東総務部総務チーム	東京都江東区東陽２－２－２０	03(6388)7340	03(5606)6246
（株）東急ストア	経営統括室総務	東京都目黒区上目黒１－２１－１２	03(3714)2321	03(3791)6521
（株）京急ストア	総務部	東京都港区高輪2－21－28京急第３ビル	03(5449)4322	03(5449)4337
ユニー（株）関東営業部	業務管理担当	横浜市神奈川区入江2－18	045(423)7011	045(423)7005
オーケー（株）	安全対策室	東京都大田区仲六郷２－４３－２	03(3733)6162	03(3733)3803
（株）イトーヨーカ堂	(株)セブン&アイHLDGS. 総務部渉外　大規模災害	東京都千代田区二番町８－８	03(6238)2104	03(6238)3490
相鉄ローゼン（株）	総務人事部	横浜市西区北幸２－９－１４	045(319)7060	045(311)6331
（株）マルエツ	総務本部総務部	東京都豊島区東池袋５－５１－１２	03(3590)1112	03(3590)2683
（株）田原屋	総務部	川崎市幸区堀川町580ソリッドスクエア西館11階	044(578)1500	044(541)8407
イオンリテール（株）南関東カンパニー	人事総務部	横浜市神奈川区富家町１－１	045(438)3001	045(438)3331
（株）小田原百貨店	管理本部	小田原市栄町２－７－８	0465(23)2234	0465(22)1931
マックスバリュ東海（株）	人事総務本部総務部	静岡県駿東郡長泉町下長窪303-1	055(999)3100	055(989)5015
（株）ヨークマート	総務室	東京都千代田区二番町８－８	03(6238)3611	03(3261)7565
富士シティオ（株）	総務部総務課	横浜市中区日本大通１７	045(641)1111	045(651)6121
ウエルシア薬局（株）	総務部	東京都千代田区外神田二丁目２－１５	03(5209)5679	03(5209)1412
ヤオマサ（株）	総務	小田原市前川１８３－１３	0465(47)8000	0465(48)7700
（株）カインズ	カインズ人事教育部庶務G	埼玉県本庄市早稲田の杜１－２－１	0495(88)7100	0495(88)7875
（株）ケーヨー	総務部	千葉県千葉市若葉区みつわ台１-２８-１	043(255)1111	043(284)5664
（同）西友	企業コミュニケーション部	東京都北区赤羽２－１－１	03(3598)7760	03(3598)7763

3　生協　（１箇所）

名　　称	担　当　部　課	所　　在　　地	電　話　番　号	FAX　番　号
生活協同組合ユーコープ	かながわ県本部	横浜市中区桜木町１－１－８ 日石横浜ビル21階	045(305)6116	045(305)6205

4　卸協同組合　（４箇所）

名　　称	担　当　部　課	所　　在　　地	電　話　番　号	FAX　番　号
（協）横浜総合卸センター		横浜市瀬谷区卸木町９３０８－１９	045(921)1385	045(921)1996
(協)横浜ﾏｰﾁｬﾝﾀﾞｲｼﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	事務局	横浜市金沢区幸浦２－２６－１	045(784)1501	
（協）川崎卸センター	組合事務局	川崎市川崎区大川町９－２	044(366)1685	044(366)1685
小田原卸商業団地（協）	組合事務局	小田原市鬼柳１７２－９	0465(37)1166	0465(36)9175

5　コンビニエンスストア　（４箇所）

名　　称	担　当　部　課	所　　在　　地	電　話　番　号	FAX　番　号
(株) セブンーイレブン・ジャパン	総務部渉外	東京都千代田区二番町８－８	03(6238)3734	03(6238)3491
（株）ローソン	コンプライアンス・リスク統括室	東京都品川区大崎1-11-2	03(5435)1594	03(5759)6944
（株）スリーエフ	人事・総務本部総務部環境推進室	横浜市中区日本大通１７	045(661)8517 045(651)2111	045(641)0282
（株）ファミリーマート	ＣＳＲ・コンプライアンス部	東京都豊島区東池袋３－１－１	03(3989)7241	03(5954)5599

災害拠点病院一覧表

令和２年９月１日現在

番号	医療圏	病　　院　　名	所　　在　　地	病床数(床)
1	横浜	昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘1-30	584
2		横浜労災病院	横浜市港北区小机町3211	650
3		昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央35-1	689
4		済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉3-6-1	562
5		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町1197-1	518
6		けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7-3	410
7		横浜市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢1-1	650
8		国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿3-60-2	510
9		横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町4-57	756
10		済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台3-2-10	500
11		横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦3-9	674
12		横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東1-21-1	565
13		横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下3-12-1	631
14	川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	1,175
15		帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	400
16		川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	376
17	川崎南部	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	713
18		関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	610
19		日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉1-396	372
20	横須賀・三浦	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1-16	740
21		横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1-3-2	482
22	湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6-1	536
23		茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村5-15-1	401
24	湘南西部	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋143	804
25		平塚市民病院	平塚市南原1-19-1	416
26		秦野赤十字病院	秦野市立野台1-1	360
27	県央	厚木市立病院	厚木市水引1-16-36	347
28		大和市立病院	大和市深見西8-3-6	403
29	相模原	北里大学病院	相模原市南区北里1-15-1	1,185
30		相模原協同病院	相模原市緑区橋本2-8-18	437
31		相模原赤十字病院	相模原市緑区中野256	132
32	県西	県立足柄上病院	足柄上郡松田町惣領866-1	296
33		小田原市立病院	小田原市久野46	417
合　計		9医療圏　33病院		18,304

別図第２

緊急消防援助隊　部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）※都道府県を越える部隊移動

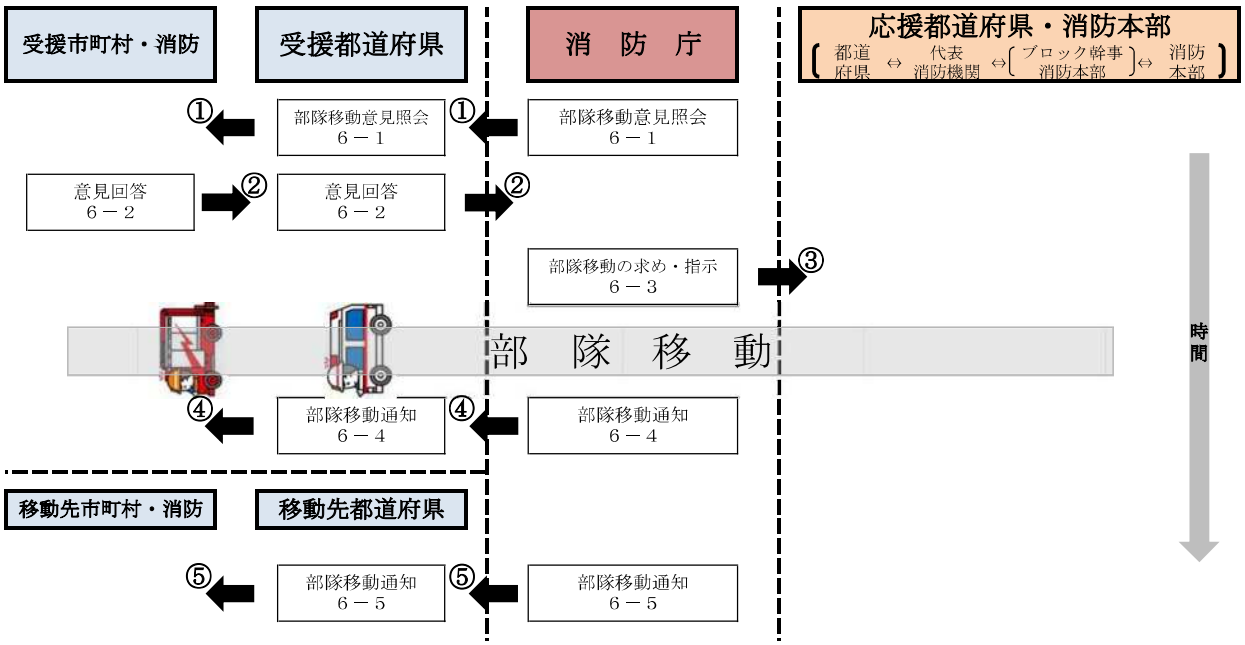

※図中「６－１」等の番号：要請要綱の別記様式番号

別図第１

緊急消防援助隊　応援要請系統図

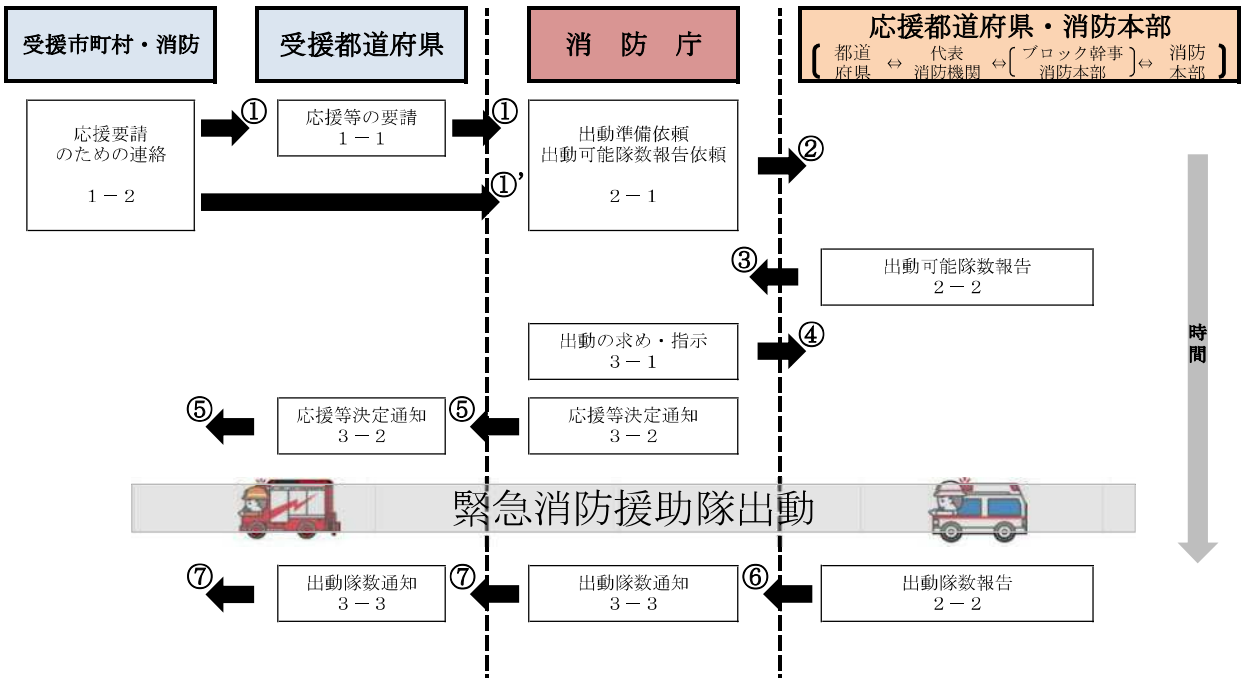

※図中「１－１」等の番号：要請要綱の別記様式番号

調整本部の運営に係るチェックリスト

Ⅰ 緊急消防援助隊の応援要請の検討		チェック欄
1	各市町村（各消防本部管内）の被害状況を確認したか？連絡のとれない消防本部はないか？	□
2	自都道府県の消防防災ヘリに対して、必要に応じて被害状況の収集のための出動を指示したか？また、ヘリテレ等での映像伝送を確認したか？	□
3	消防の応援等（都道府県内応援隊・緊急消防援助隊）を必要とする市町村（消防本部）を確認したか？	□
4	代表消防機関及び消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	□
5	応援等を必要とする市町村（消防本部）の災害に対して、都道府県内応援隊のみで対応を行うか、緊急消防援助隊を要請するか判断したか？ 判断に迷う場合は、代表消防機関又は消防庁に意見を聴いたか？	□
6	自衛隊の災害派遣要請の検討を行ったか？	□
7	緊急消防援助隊の応援等を必要とする市町村（消防本部）に対して、詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらを消防庁に連絡したか？	□

Ⅱ 調整本部の設置		チェック欄
1	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？　令和　年　月　日（　）　：__	□
2	調整本部の設置時刻を確認したか？　令和　年　月　日（　）　：__	□
3	都道府県災害対策本部及び消防庁に対し、調整本部設置の連絡をしたか？	□
4	代表消防機関及び被災地の市町村（消防本部）に対して、緊急消防援助隊の要請及び調整本部の設置について連絡したか？	□
5	調整本部員の派遣について、調整本部員の派遣元機関に要請したか？	□
6	調整本部の本部員を確認したか？	□
7	自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴの連絡員の責任者を確認したか？	□

本部員	所　属	職	氏　名
本部長	○○県	知事	○○　○○
副本部長	○○課	○○	○○　○○
副本部長	緊急消防援助隊（　　消防局）	指揮支援部隊長	
部内の職員	○○課	○○	○○　○○
代表消防機関	○○消防局		
被災地消防本部			
防災航空隊	県防災航空隊		

機関名	所　属	職	氏　名
自衛隊			
警察			
海上保安庁			
DMAT			

別図第３

緊急消防援助隊　部隊移動系統図（受援都道府県知事による部隊移動の指示）※都道府県内の部隊移動

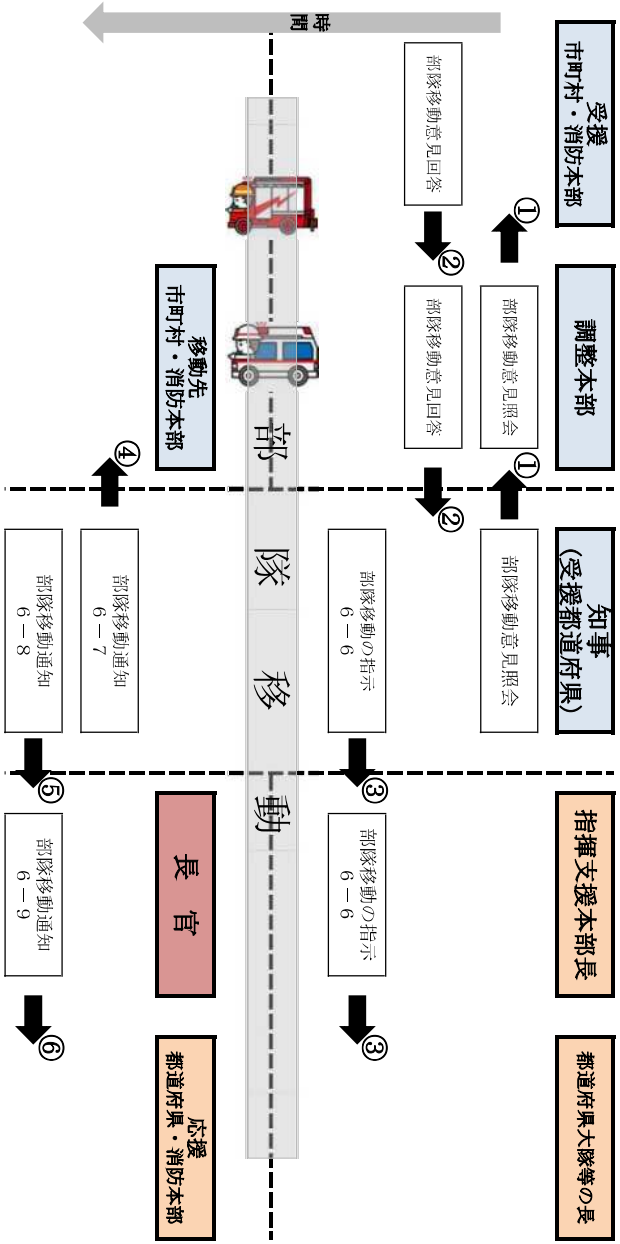

※図中「６－６」等の番号：要請要綱の別記様式番号

Ⅲ緊急消防援助隊の受入れ

		チェック欄
1	統括指揮支援隊の受入れに関して、様式２により確認したか？ 【確認用様式】様式２　指揮支援部隊　受入れ管理表	□
2	指揮支援部隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	□
3	指揮支援部隊長から各指揮本部へ、指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？また、指揮支援本部長を指名したか？	□
4	指揮支援隊の受入れに関して、様式２により確認したか？各指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式２　指揮支援部隊　受入れ管理表	□
5	ヘリベース指揮者と活動拠点ヘリベースの設置場所について調整したか？	□
6	指揮支援部隊長からヘリベース指揮者へ、航空指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？ また、航空指揮支援本部長を指名したか？	□
7	航空指揮支援隊の受入れに関して、様式２により確認したか？航空指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式２　指揮支援部隊　受入れ管理表	□
8	緊急消防援助隊の受入れ体制の構築状況について、各指揮本部へ確認したか？受入れ体制が整わないと報告があった場合、受入れ業務の支援について代表消防機関と調整したか？	□
9	緊急消防援助隊の都道府県大隊等の出動状況に関して、様式３、様式４により確認したか？ 【確認用様式】様式３　都道府県大隊・各部隊　受入れ管理表 【確認用様式】様式４　都道府県大隊・各部隊　隊種別管理表 ・隊の種類、規模の確認　　※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式３－３） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整　　※調整相手：消防庁、被災地消防本部等 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整　　※調整相手：消防庁、被災地消防本部等	□
10	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式７）について共有しているか？	□
11	主要幹線道路（特に高速道路・自動車専用道路）に通行不能区間はあるか？	□

道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否
	～		可 ・ 不可
	～		可 ・ 不可
	～		可 ・ 不可
	～		可 ・ 不可

12	緊急消防援助隊の先導等について必要に応じて地元警察に依頼したか？	□
13	都道府県内応援隊の編成状況及び活動状況について確認したか？ （応援実施状況について取りまとめているか？）	□
14	燃料補給体制について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	□
15	重機派遣の必要性について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	□

Ⅳ活動中

		チェック欄
1	被災地の被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	□
2	都道府県災害対策本部と被害状況等の情報を共有しているか？	□
3	災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	□
4	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準に関する助言等）に配慮しているか？	□
5	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	□
6	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の要否について検討したか？	□
7	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	□
8	緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを使用し、必要な情報提供をしているか？	□
9	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式７）を必要に応じて変更し、共有しているか？	□
10	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動状況の取りまとめについて、指揮支援隊長（指揮支援本部）に指示したか？	□

Ⅴ引揚げの検討

		チェック欄
1	緊急消防援助隊の引揚げについて、次の機関（職員）と調整したか。	
	・被災地の市町村長（指揮者）	□
	・知事	□
	・政府現地対策本部	□
	・消防庁	□

様式３

都道府県大隊・各部隊　受入れ管理表（指揮支援部隊、航空部隊を除く）

応援都道府県	隊の種類	隊の規模	隊の代表者 所属消防本部・氏名・連絡先	受援市町村（消防本部）	進出拠点					宿営場所		
					名称	到着予定時刻	到着時刻	出発時刻	連絡員の派遣元消防本部 担当者・連絡先	名称	到着予定時刻	連絡調整員の派遣元消防本部 担当者・連絡先
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊　名	(消防本部) (代表者名) (連絡先)　－　－						(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－			(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊　名	(消防本部) (代表者名) (連絡先)　－　－						(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－			(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊　名	(消防本部) (代表者名) (連絡先)　－　－						(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－			(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊　名	(消防本部) (代表者名) (連絡先)　－　－						(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－			(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊　名	(消防本部) (代表者名) (連絡先)　－　－						(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－			(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊　名	(消防本部) (代表者名) (連絡先)　－　－						(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－			(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊　名	(消防本部) (代表者名) (連絡先)　－　－						(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－			(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊　名	(消防本部) (代表者名) (連絡先)　－　－						(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－			(消防本部) (担当者) (連絡先)　－　－

45

様式２

指揮支援部隊　受入れ管理表

統括指揮支援隊

指揮支援部隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	統括指揮支援隊人数	移動方法					調整本部到着時刻
		手段	受入れヘリポート	ヘリポート着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→調整本部)	移動経路	調整本部 到着予定時刻	
(消防本部) (氏名) (連絡先)　－　－	名	ヘリコプター (　県・市ヘリ) ● 自動車	県庁ＨＰ ・ (　)	:	※調整本部等の職員		:	:

指揮支援隊

指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	指揮支援隊人数	受援市町村（消防本部）	移動方法						指揮本部到着時刻
			手段	受入れヘリポート	ヘリポート着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→指揮本部)	移動経路	指揮本部 到着予定時刻	
(消防本部) (氏名) (連絡先)　－　－	名		ヘリコプター (　県・市ヘリ) ● 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先)　－　－		:	:
(消防本部) (氏名) (連絡先)　－　－	名		ヘリコプター (　県・市ヘリ) ● 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先)　－　－		:	:
(消防本部) (氏名) (連絡先)　－　－	名		ヘリコプター (　県・市ヘリ) ● 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先)　－　－		:	:

44

航空指揮支援隊

航空指揮支援隊長 所属航空隊・氏名・連絡先	航空指揮支援隊人数	移動方法				活動拠点ヘリベース到着時刻
		手段	受入れヘリポート	移動経路	活動拠点ヘリベース 到着予定時刻	
(所属) (氏名) (連絡先)　－　－	名	ヘリコプター (　・市ヘリ) ● 自動車	ＨＢ ・		:	:

都道府県大隊・各部隊　隊種別管理表

月　日　：　現在

応援都道府県	隊の種類		指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	水上小隊	特殊災害（毒劇物等対応小隊）	特殊災害（大規模危険物火災等対応小隊）	特殊災害（密閉空間火災等対応小隊）	特殊装備（遠距離大量送水小隊）	特殊装備（震災対応特殊車両小隊）	特殊装備（水難救助小隊）	特殊装備（消防活動二輪小隊）	特殊装備（その他の特殊装備小隊）	合計	備考（特殊車両の有無）				受援市町村（消防本部）
																			中型水陸両用車	水陸両用バギー	重機	
	大隊・統合	（隊数）																				
	エネ産・ＮＢＣ																					
	土砂風水害	（人数）																				
	大隊・統合	（隊数）																				
	エネ産・ＮＢＣ																					
	土砂風水害	（人数）																				
	大隊・統合	（隊数）																				
	エネ産・ＮＢＣ																					
	土砂風水害	（人数）																				
	大隊・統合	（隊数）																				
	エネ産・ＮＢＣ																					
	土砂風水害	（人数）																				
	大隊・統合	（隊数）																				
	エネ産・ＮＢＣ																					
	土砂風水害	（人数）																				
	大隊・統合	（隊数）																				
	エネ産・ＮＢＣ																					
	土砂風水害	（人数）																				
	大隊・統合	（隊数）																				
	エネ産・ＮＢＣ																					
	土砂風水害	（人数）																				
	大隊・統合	（隊数）																				
	エネ産・ＮＢＣ																					
	土砂風水害	（人数）																				
	大隊・統合	（隊数）																				
	エネ産・ＮＢＣ																					
	土砂風水害	（人数）																				
	大隊・統合	（隊数）																				
	エネ産・ＮＢＣ																					
	土砂風水害	（人数）																				

資料　4－12－(6)
（危機管理防災課）

神奈川県災害活動中央基地要領

（目的）
第１条　この要領は、大規模な災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下、「災害」という。）が発生した場合に、災害活動中央基地が行う災害応急活動に関し、必要な事項を定める。

（用語）
第２条　この要領に定める用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。
(1)　災害活動中央基地　災害が発生した場合に、総合防災センター内に設置する災害応急活動を行うための組織及び体制をいう。
(2)　災害対策本部　神奈川県災害対策本部要綱第２条にいう災害対策本部をいう。
(3)　地震災害警戒本部　神奈川県地震災害警戒本部要綱第２条にいう地震災害警戒本部をいう。
(4)　国民保護対策本部　神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱第２条にいう国民保護対策本部をいう。
(5)　緊急対処事態対策本部　神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱第 25 条において準用する同要綱２条にいう緊急対処事態対策本部をいう。

（災害活動中央基地の設置）
第３条　安全防災局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、災害活動中央基地（以下「中央基地」という。）を設置しなければならない。
(1)　知事が災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置したとき
(2)　知事が地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置したとき
(3)　知事が国民保護対策本部を設置したとき
(4)　知事が緊急対処事態対策本部を設置したとき
(5)　東海地震注意情報が発表されたとき
２　安全防災局長は、前項のほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要に応じて中央基地を設置するものとする。
３　前項の場合において、安全防災局長が中央基地を設置する基準は、原則として次の各号によるものとする。
(1)　地震災害の場合　　県内震度５弱・５強、「津波」警報発令又はその他の状況により設置する必要があるとき。
(2)　その他災害の場合　「大雨」、「洪水」、「暴風」、「大雪」、「暴風雪」、「高潮」警報発令又はその他の状況により設置する必要があるとき。

（中央基地の廃止）
第４条　前条第１項により設置した中央基地の廃止は、災対本部、警戒本部、国民保護対策本部あるいは緊急対処事態対策本部の廃止後、中央基地の業務が概ね完了したと認められる場合に、安全防災局長が決定するものとする。
２　前条第２項により設置した中央基地の廃止は、安全防災局長が決定するものとする。

（中央基地の業務）
第５条　中央基地が行う災害応急業務は、次の各号に掲げるものとする。
(1)　備蓄防災資機材の貸出に関すること。
(2)　救援物資の受入、配分、搬出に関すること。
(3)　協定物資の受入、配分、搬出に関すること。
(4)　輸送車両、ヘリコプターの誘導に関すること。
(5)　救援、復旧対策等の災害応急活動要員等の集結、待機、出動に関すること。
(6)　災害、被害状況の収集に関すること。
(7)　その他、必要な災害応急活動に関すること。

（中央基地の組織）
第６条　中央基地の組織及び業務の分担は、総合防災センター所長（以下「所長」という。）が別に定める。

（配備編成計画）
第７条　所長は、中央基地が速やかに設置できる体制を確保するため、次の各号により配備編成計画を整備するものとする。
(1)　職員の配備体制別配備人員及び分担業務
(2)　職員の勤務時間外における連絡体制
(3)　職員の緊急参集体制
２　前項の配備編成計画は、災害対策本部要綱第 13 条、地震災害警戒本部要綱第 13 条及び神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱第 13 条に基づいて、あらかじめ総合防災センターに緊急参集する他の所属の職員を含むものとする。
３　安全防災局長は、前項の職員を年１回調査、調整し所長に通知するものとする。

（配備体制基準）
第８条　前条第１項第１号に定める配備体制別配備人員の基準は次の各号によるものとする。
(1)　第３条第１項により中央基地が設置された場合の職員の配備体制は、前条第１項第１号に定める配備人員全員をあてるものとする。
(2)　第３条第２項により中央基地が設置された場合の職員の配備体制は、所長が定めるものとする。
２　所長は、前項のほか、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、必要に応じて総合防災センター職員を緊急参集させることができるものとする。

（施設・設備運用計画）
第９条　所長は、中央基地が設置された場合に、速やかに第５条の業務が行える体制を確保するため、施設運営計画を整備するものとする。

（中央基地の運営）
第 10 条　第３条第１項により設置された中央基地が行う第５条の業務は、災対本部、警戒本部、国民保護対策本部あるいは緊急対処事態対策本部の指示によるものとする。
２　前項において、現地対策本部あるいは防災関係機関等から得た情報により緊急な対応が必要な場合には、災対本部長、警戒本部長、国民保護対策本部長あるいは緊急対処事態対策本部長の了解を得て業務を行うことができるものとする。
３　第３条第２項により設置された中央基地が行う第５条の業務は、安全防災局長の指示によるものとする。

（中央基地運営訓練）

第 11 条　所長は、中央基地が行う第５条の業務を円滑に実施するため、中央基地運営訓練の実施に努めなければならない。

２　前項の場合において、安全防災局長は所長の求めに応じて必要な助言、協力をするものとする。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成７年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１３年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１６年１月５日から施行する。

附　則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

参考（第６条関係）

災害活動中央基地の組織及び業務分担

職（班）	担　　当	分 担 業 務
指揮本部長	総合防災センター所長	1 中央基地の指揮監督に関すること
指揮副本部長	総合防災センター副所長 （兼管理課長） （指揮代行順位第１位）	1 指揮本部長の業務補佐に関すること 2 報道対応に関すること
統括班長	総合防災センター防災企画課長 （指揮代行順位第２位）	1 指揮本部長、指揮副本部長の業務補佐に関すること 2 統括班業務の総括に関すること 3 中央基地指揮本部会議における議事の進行に関すること
物資班長	消防学校消防職員教育課長 （指揮代行順位第３位）	1 物資班業務の総括に関すること
誘導班長	消防学校消防団員教育課長 （指揮代行順位第４位）	1 誘導班業務の総括に関すること
統 括 班	〔統括担当〕 総合防災センター防災企画課職員	1 中央基地活動の総合調整に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 被害状況、道路交通状況等の情報収集に関すること 4 指揮本部会議の開催に関すること 5 緊急・応援参集職員の招集に関すること 6 ボランティアの募集に関すること 7 中央基地の活動記録に関すること 8 大会議室の情報通信機器の立上げ、操作に関すること
	〔総務担当〕 総合防災センター管理課職員	1 中央基地活動要員の活動状況の把握に関すること 2 災害応急活動部隊の受入れ等に関すること 3 中央基地活動要員及び災害応急活動部隊に対する生活全般に関すること 4 緊急・応援参集職員及びボランティアの受付けに関すること 5 中央基地の施設・設備の維持管理（修理）に関すること 6 中央基地活動に必要な予算、物品等の購入に関すること

物 資 班	消防学校消防職員教育課職員	1 備蓄資機材の貸出し(在庫管理)に関すること 2 救援物資の受取り・仕分け・保管(在庫管理)に関すること 3 被災市町村等への救援物資等の搬送に関すること 4 物資の出入りに係る情報の収受と保管に関すること
誘 導 班	消防学校消防団員教育課職員	1 輸送車両・ヘリコプターの誘導に関すること 2 災害応急活動部隊の誘導に関すること 3 一時避難者の誘導・受入れに関すること

神奈川県消防応援活動調整本部設置要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）（以下「法」という。）第 44 条の二に基づき、緊急消防援助隊が本県に出動した場合における被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、神奈川県が設置する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）の組織及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(組織構成)

第２条　調整本部は、別表に掲げる者をもって構成する。

(1)　調整本部には、本部長及び副本部長を置き、本部長は知事とし、副本部長には安全防災局危機管理部消防課長及び指揮支援部隊長を充てる。

(2)　本部長は、本部を総括し、副本部長は本部長を補佐する。

(3)　本部長は、国の職員その他の者に対して、必要に応じて調整本部への出席を求めることができる。

(設置及び廃止)

第3条　本部長は、緊急消防援助隊が出動した場合、調整本部を設置するものとする。

2　調整本部は、被災地が複数の市町村である場合、又は、被災地が一の市町村であっても被害の状況等から必要と認める場合には、設置するものとする。

3　調整本部は、安全防災局内に設置するものとする。

4　調整本部は、神奈川県災害対策本部が設置された場合は、神奈川県災害対策本部に属する。

5　本部長は、災害の拡大のおそれが解消し、被災地市町村長又はその委任を受けた者からの出動した緊急消防援助隊の引揚げ指示報告により調整本部を廃止する。

(事務分掌)

第４条　調整本部は、消防庁、後方支援消防本部及び緊急消防援助隊指揮支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。

(1)　緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

(2)　被災地を管轄する消防本部の消防隊、県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること。

(3)　各種情報の集約・整理に関すること。

(4)　自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること。

(5)　その他必要な事項について調整を図ること。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、調整本部の運用その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

1　この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

2　この要綱は、平成20年８月27日から施行する。

3　この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

4　神奈川県緊急消防援助隊調整本部設置要綱は、廃止する。

5　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

神奈川県消防応援活動調整本部員

区分	機関名	職名等
本部長	神奈川県	知事
副本部長	〃	消防課長
〃	緊急消防援助隊の隊員	指揮支援部隊長
部員	代表消防機関 （横浜市消防局）	派遣職員
部員	代表消防機関代行 （川崎市消防局、相模原市消防局）	派遣職員
部員	被災地市町村	派遣職員
部員	支援消防本部	派遣職員

備考１　代表消防機関、代表消防機関代行、被災地市町村及び支援消防本部は兼務できるものとする。

備考２　支援消防本部とは、神奈川県災害対策本部において緊急消防援助隊等の運用についての業務を支援する消防（局）本部で、地区代表消防機関のうち被災程度が軽く知事が指定した消防（局）本部をいう。

指定順位にあっては、神奈川県内消防広域応援実施計画に定める応援要請順位を準用する。

神奈川県緊急消防援助隊登録部隊編成表　（令和5年4月1日現在）

		指揮支援隊	航空指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	災害即応部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤NBC災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊毒劇物等対応小隊	特殊災害大規模危険物火災等対応小隊	小隊密閉空間火災等対応小隊	特殊装備遠距離大量送水小隊	消防活動二輪小隊	震災対応特殊車両小隊	小隊水難救助小隊	小隊その他	水上小隊	航空小隊	航空後方支援小隊	合計
第一ブロック	横浜	3	1	1	1	1	1	1	35	7	27	6	1	5	7	1	2		3	1	7	1	2	1	115
	湘南 藤沢								5	1	3	3		2			1			1	3				19
	湘南 平塚								2	1	3	1								1	1				9
	湘南 茅ヶ崎								3		3	1													7
	湘南 大磯								1		1	1													3
	湘南 二宮								1		1														2
	湘南 **小計**								12	2	11	6		2			1			2	4				40
	ブロック計	**3**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**47**	**9**	**38**	**12**	**1**	**7**	**7**	**1**	**3**		**3**	**3**	**11**	**1**	**2**	**1**	**155**
第二ブロック	川崎	2	1			1		1	11	4	7	4	1	2	3	1	2		1	1	4	1	2	1	50
	三浦半島 横須賀								10	3	4	2			1	1			2	1					24
	三浦半島 鎌倉								2	1	1										1				5
	三浦半島 逗子								1		1	1													3
	三浦半島 葉山								1		1	1													3
	三浦半島 **小計**								14	4	7	4			1	1			2	1	1				35
	ブロック計	**2**	**1**			**1**		**1**	**25**	**8**	**14**	**8**	**1**	**2**	**4**	**2**	**2**		**3**	**2**	**5**	**1**	**2**	**1**	**85**
第三ブロック	相模原	3				1		1	7	2	5	3		3					1	1	2				29
	県央 厚木								3	1	1	1									1				7
	県央 秦野								2	1	1	1									1				6
	県央 大和								2		2	1													5
	県央 伊勢原								1	1	1	1									1				5
	県央 海老名								1		1	1									1				4
	県央 座間								1		1	1													3
	県央 綾瀬								1		1	1													3
	県央 愛川								1		1														2
	県央 **小計**								12	3	9	7									4				35
	県西 小田原								4	1	2	1								1	1				10
	県西 箱根								1		2	1													4
	県西 湯河原								2		1	1													4
	県西 **小計**								7	1	5	3								1	1				18
	ブロック計	3				1		1	26	6	19	13		3					1	2	7				82
合計		**8**	**2**	**1**	**1**	**3**	**1**	**3**	**98**	**23**	**71**	**33**	**2**	**12**	**11**	**3**	**5**		**7**	**7**	**23**	**2**	**4**	**2**	**322**

資料　４－12－(9)
（危機管理防災課）

災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域ブロック　県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。

(2) 地域調整本部　市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。

(3) 市町村応援本部　他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。

(4) 市町村連絡員　市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

(2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供

(3) 避難、救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

（県の役割）

第４条　県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

２　県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

（市町村の役割）

第５条　市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

（地域調整本部の設置）

第６条　県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

（市町村応援本部の設置）

第７条　市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

（市町村連絡員の派遣）

第８条　地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

２　地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

（地域ブロック内での相互応援）

第９条　地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

（地域ブロックをまたがる相互応援）

第10条　被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

２　県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

（県外地域に対する応援の調整）

第11条　県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

２　県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第２項の規定を準用するものとする。

（応援に要する経費の負担）

第12条　県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

２　前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

３　県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

（他の協定等との関係）

第13条　この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

（委任規定）

第14条　この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成24年４月１日から適用する。

２　この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、それぞれ署名の上、各１通を保有する。

平成24年３月29日

神奈川県知事　黒岩祐治

神奈川県市長会会長
茅ヶ崎市長　服部信明

神奈川県町村会会長
箱根町長　山口昇士

神奈川県市長会	横浜市長	林　文子
	川崎市長	阿部孝夫
	相模原市長	加山俊夫
	横須賀市長	吉田雄人
	平塚市長	落合克宏
	鎌倉市長	松尾　崇
	藤沢市長	鈴木恒夫
	小田原市長	加藤憲一
	茅ヶ崎市長	服部信明
	逗子市長	平井竜一
	三浦市長	吉田英男
	秦野市長	古谷義幸
	厚木市長	小林常良
	大和市長	大木　哲
	伊勢原市長	長塚幾子
	海老名市長	内野　優
	座間市長	遠藤三紀夫
	南足柄市長	加藤修平
	綾瀬市長	笠間城治郎
神奈川県町村会	葉山町長	山梨崇仁
	寒川町長	木村俊雄
	大磯町長	中崎久雄
	二宮町長	坂本孝也
	中井町長	尾上信一
	大井町長	間宮恒行
	松田町長	島村俊介
	山北町長	湯川裕司
	開成町長	府川裕一
	箱根町長	山口昇士
	真鶴町長	青木　健
	湯河原町長	冨田幸宏
	愛川町長	山田登美夫
	清川村長	大矢明夫

災害発生時における物資の保管等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と神奈川倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における物資の保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、神奈川県内で地震等による大規模災害（「以下「災害」という。）が発生した場合、又は神奈川県外で災害が発生し、被災地に対して支援（以下「支援」という。）を行う場合、甲の要請により、乙が協力するために必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）
第２条　この協定により、災害又は支援（以下「災害等」という。）の際に甲が乙に要請する協力内容は次の各号に掲げるものとする。
（１）　災害対策本部等への乙の会員の派遣
（２）　物資の一時保管場所等（以下「倉庫」という。）の提供及び管理・運営
（３）　前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める協力

（協力の要請）
第３条　甲は、前条各号に関する協力の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。
２　乙は、甲からの要請に対し、可能な限り協力するものとする。

（費用の負担）
第４条　第２条の規定に基づき乙が実施した協力に要した費用は、原則、甲の負担とする。

（従事者の損害補償）
第５条　甲は、第３条第２項の規定による協力に従事する者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 37 年神奈川県条例第 51 号）」に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（第三者への損害賠償責任）
第６条　乙の会員は、第３条第２項の規定による協力に従事中に、乙の会員の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
２　乙及び乙の会員の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

（実施細目）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 25 年３月 26 日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１
神奈川県知事　黒　岩　　祐　治

乙　神奈川県横浜市中区南仲通 2-24
神奈川倉庫協会会長　小此木　　歌　藏

災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）、株式会社プロロジス（以下「乙」という。）及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う広域物資輸送拠点の開設及び運営に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時において、物資の物流に係る広域物資輸送拠点の開設及び運営を適正かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（広域物資輸送拠点の開設等）

第２条　甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙及び丙に対し、第３条に定める要請を行い、乙及び丙の協力が得られたときは、提供施設（第３条第３項に定義する。以下同じ。）に広域物資輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点」という。）を開設する。

２　甲は、広域物資輸送拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

（１）物資の受入れ

（２）広域物資輸送拠点における物資の在庫管理、仕分け及び保管等

（３）市町村が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する物資の搬出

（４）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

３　甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、広域物資輸送拠点を閉鎖するものとする。

（１）甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙及び丙に通知したとき

（２）乙または丙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき

（３）提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有または利用等があったとき

（４）その他合理的な理由により、乙または丙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承したとき

（協力の要請）

第３条　甲は災害時に、乙及び丙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（１）広域物資輸送拠点の開設のための準備

（２）拠点業務を行うために必要なスペース及び設備の確保

（３）その他必要な事項

２　前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールを含む。）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（１）開設準備要請施設

（２）開設予定期間

３　乙は、第１項に基づき甲から協力の要請があったときは、以下の施設のうち、乙及び丙があらかじめ指定した区画（以下「提供施設」という）において可能な限り協力するものとする。

施設名	所在
プロロジスパーク座間１	神奈川県座間市広野台二丁目 4958 番地６
プロロジスパーク座間２	神奈川県座間市広野台二丁目 4958 番地７

４　甲は、第１項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙及び丙に連絡するものとする。

（報告の手続き）

第４条　乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、その実施した業務内容等を文書（電子メールを含む。）により甲に報告するものとする。ただし、文書による報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後文書により報告するものとする。

（情報の共有）

第５条　甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用の負担）

第６条　本協定に基づき、乙または丙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。ただし、提供施設の利用については、無償とする。

２　甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

（損害の負担）
第７条　業務の実施に伴い乙もしくは丙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙及び丙に報告し、その措置について、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

（連絡体制等の確認）
第８条　甲、乙及び丙は、災害発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。なお、丙への連絡については、乙が行うものとする。
２　甲乙丙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（協議）
第９条　本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）
第10条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙丙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を３通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年１２月８日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１
神奈川県知事　黒　岩　祐　治

乙　東京都千代田区丸の内二丁目７番３号
東京ビルディング
株式会社プロロジス
代表取締役　山　田　御　酒

丙　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱UFJ信託銀行株式会社
支配人　岡　本　泰　典

災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）とＥＳＲ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う広域物資輸送拠点の開設及び業務支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時において、広域物資輸送拠点の開設に必要な施設の提供及び運営に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

（広域物資輸送拠点の開設等）

第２条　甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙に対し、第３条に定める要請を行い、乙の協力が得られたときは、乙が指定する施設内の場所に広域物資輸送拠点を開設する。

２　甲は、広域物資輸送拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

（１）物資の受入れ

（２）物資の在庫管理、仕分け及び保管等

（３）市町村が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する物資の搬出

（４）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

３　甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、甲乙協議の上、広域物資輸送拠点を閉鎖するものとする。

（１）甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙に通知したとき

（２）乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき

（３）提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有または利用等があったとき

（４）その他合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求めたとき

（協力の要請）

第３条　甲は災害時に、乙に対し、広域物資輸送拠点に係る次の事項について要請することができる。

（１）開設のための準備

（２）拠点業務を行うために必要なスペース及び設備の確保

（３）その他必要な事項

２　前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールを含む。）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（１）開設希望施設

（２）開設予定期間

３　乙は、第１項の要請に対し、直ちに協力の可否を甲に通知する。

４　乙は、第１項に基づき、甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。ただし乙は履行義務を負うものではない。

５　甲は、第１項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（実績報告）

第４条　乙は、甲の要請により協力業務を実施した時は、次の事項を報告する。

（１）　施設名

（２）　期日・期間および時間

（３）　その他協力業務に関して行った業務

（情報の共有）

第５条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用の負担）

第６条　本協定に基づき、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（損害の負担）

第７条　業務の実施に伴い乙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙に報告し、その措置について、甲乙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

（連絡体制等の確認）

第８条　甲及び乙は、災害発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

２　甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（協議）
第９条　本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）
第10条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年12月21日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１

神奈川県知事　　黒　岩　祐　治

乙　東京都港区虎ノ門４－１－17
神谷町プライムプレイス３階

ＥＳＲ株式会社
代表取締役　　スチュアート・ギブソン

災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と日本ＧＬＰ株式会社（以下「乙」という。）及びＧＬＰ投資法人（以下「丙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う広域物資輸送拠点の開設及び業務支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、災害時において、広域物資輸送拠点の開設に必要な施設の提供及び運営に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

（広域物資輸送拠点の開設等）
第２条　甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙及び丙に対し、第３条に定める要請を行い、乙及び丙の協力が得られたときは、乙及び丙が指定する施設に広域物資輸送拠点を開設する。
２　甲は、広域物資輸送拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。
（１）物資の受入れ
（２）物資の在庫管理、仕分け及び保管等
（３）市町村が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する物資の搬出
（４）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの
３　甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、広域物資輸送拠点を閉鎖するものとする。
（１）甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙及び丙に通知したとき
（２）乙または丙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき
（３）提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有または利用等があったとき
（４）その他合理的な理由により、乙または丙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承したとき

（協力の要請）
第３条　甲は災害時に、乙及び丙に対し、広域物資輸送拠点に係る次の事項について要請することができる。

（１）開設のための準備
（２）拠点業務を行うために必要なスペース及び設備の確保
（３）その他必要な事項
２　前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールを含む。）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
（１）開設希望施設
（２）開設予定期間
３　乙及び丙は、第１項の要請に対し、直ちに協力の可否を甲に通知する。
４　乙及び丙は、第１項に基づき、甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。
５　甲は、第１項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙及び丙に連絡するものとする。
６　甲は、第１項の規定による協力の要請にあたり、乙及び丙が指定する施設が県内市区町村と施設の使用に関する協定を締結していた場合には、甲は該当市区町村と施設の使用について協議するものとする。

（報告の手続き）
第４条　乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、その実施した業務内容等を文書（電子メールを含む。）により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（情報の共有）
第５条　甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用の負担）
第６条　本協定に基づき、乙または丙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。
２　甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

（損害の負担）
第７条　業務の実施に伴い乙もしくは丙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙及び丙に報告し、その措置について、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

（連絡体制等の確認）
第８条　甲、乙及び丙は、災害発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。なお、丙への連絡については、乙が行うものとする。
２　甲乙丙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（協議）
第９条　本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）
第10条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙丙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和４年３月30日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１
神奈川県知事　黒　岩　祐　治

乙　東京都港区東新橋一丁目５番２号
汐留シティセンター
日本ＧＬＰ株式会社
代表取締役　帖　佐　義　之

丙　東京都港区東新橋一丁目５番２号
汐留シティセンター
ＧＬＰ投資法人
執行役員　三　浦　嘉　之

災害発生時における物資の保管等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と大和ハウス工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う物資拠点の開設及び業務支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時において、物資拠点の開設に必要な施設の提供及び運営に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

（物資拠点の開設等）

第２条　甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙に対し、第３条に定める要請を行い、乙の協力が得られたときは、乙が指定する施設に物資拠点を開設する。

２　甲は、物資拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

（１）物資の受入れ

（２）物資の在庫管理、仕分け及び保管等

（３）市町村が指定する地域内拠点又は各避難所にする物資の搬出

（４）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

３　甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、物資拠点を閉鎖するものとする。

（１）甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙に通知したとき

（２）乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき

（３）提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有または利用等があったとき

（４）その他合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承したとき

（協力の要請）

第３条　甲は災害時に、乙に対し、物資拠点に係る次の事項について要請することができる。

（１）開設のための準備

（２）拠点業務を行うために必要なスペース及び設備の確保

（３）その他必要な事項

２　前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールやファックス等の通信記録が残る電子媒体。）によるものとする。

（１）開設希望施設

（２）開設予定期間

３　乙は、第１項の要請に対し、直ちに協力の可否を甲に通知する。

４　乙は、第１項に基づき、甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。

５　甲は、第１項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

６　甲は、第１項の規定による協力の要請にあたり、乙が指定する施設が県内市区町村と施設の使用に関する協定を締結していた場合には、甲は該当市区町村と施設の使用について協議するものとする。

（報告の手続き）

第４条　乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、その実施した業務内容等を文書（電子メールを含む。）により甲に以下の事項について報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（１）使用期間

（２）使用した床面積

（３）電気料金

（４）水道料金

（災害発生時の拠点業務開始前手続き）

第５条　乙は、甲より第３条に基づく支援の要請を受領し、支援が可能と応諾した場合には、第２条第２項に記載の支援の範囲について、また、乙が指定した物件に赴き施設の安全性について、乙は甲に確認を求めることができる。

（情報の共有）

第６条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用の負担）

第７条　本協定に基づき、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。また、第３条の甲の要請により、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

２　乙は、本協定に基づき本物件又は本物件の一部を甲へ提供する場合には、本

協定の趣旨に従い、倉庫・事務所等の床使用料を請求しないものとする。また、水道費・電気料金・冷暖房費等を含めた費用も請求しないものとする。

3　前項の費用に関する取扱いは、拠点業務開設から２ヶ月間以内とする。２ヶ月間を超過した場合、乙は、甲に費用を請求できるものとし、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（原状の回復）

第８条　甲は、本物件を使用する合理的な理由が解消された場合には、必要な原状回復を行い、乙に返還するものとする。原状回復に伴う費用は、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第９条　業務の実施に伴い乙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙に報告し、その措置について、甲乙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

（連絡体制等の確認）

第10条　乙は、次の事項に変更がある場合には、速やかに頂に届け出るものとする。

（１）商号
（２）所在地
（３）連絡先
（４）本物件の所有者または管理者に変更が生じた場合
（５）その他甲が要求する届出事項が生じた場合

2　甲及び乙は、前項その他本協定に関する連絡先を定め、連絡先確認書（様式１）により相互に報告するものとする。当該連絡先に変更が生じた場合も同様とする。

（地位の承継）

第11条　乙は、本物件の全部又は一部を第三者へ譲渡する場合、本協定により負う責任及び義務を当該第三者に承継させるものとし、当該第三者は、前項に基づき、甲に対し届出を行うものとする。この場合、乙は本協定により負う責任及び義務は当然になくなるものとする。

（協議）

第12条　本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第13条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和４年４月15日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

乙　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目６番１
みなとみらいセンタービル
大和ハウス工業株式会社　横浜支社

執行役員　支社長　齋　藤　栄　司

災害発生時における物資の保管等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と日本ロジスティクスファンド投資法人（以下「乙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う物資拠点の開設及び業務支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時において、物資拠点の開設に必要な施設の提供及び運営に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

（対象物件）

第２条　本協定は、第４条に定める甲からの要請時点において神奈川県内に所在し、乙が単独で所有権又は信託受益権を有する物件（以下「本物件」という。）を対象とする。

（物資拠点の開設等）

第３条　甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙に対し、第４条に定める要請を行い、乙の協力が得られたときは、乙が指定する施設に物資拠点を開設する。

２　甲は、物資拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

（１）物資の受入れ

（２）物資の在庫管理、仕分け及び保管等

（３）市町村が指定する地域内拠点又は各避難所に輸送する物資の搬出

（４）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認める前各号に付随する業務

３　甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、物資拠点を閉鎖するものとする。

（１）甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙に書面にて通知し所定の期間が経過したとき。なお、かかる所定の期間は、第４条に定める甲の要請時に甲乙協議の上で定めるものとする。

（２）乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき

（３）提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は利用等があったとき

（４）その他合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承したとき。ただし、甲は不合理に当該了承を遅延又は拒絶しないものとする。

（協力の要請）

第４条　甲は災害時に、乙に対し、物資拠点に係る次の事項について要請することができる。

（１）開設のための準備

（２）拠点業務を行うために必要なスペース及び設備（本物件に設置済みのものに限る。）の確保

（３）その他必要な事項

２　前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールを含む。）によるものとする。ただし、文書をもって要請することが合理的に困難と認められるときは、口頭で要請し、文書による報告が可能となった後速やかに文書を送付するものとする。

（１）開設希望施設

（２）開設予定期間

３　乙は、第１項の要請に対し、遅滞なく協力の可否を甲に通知する。

４　乙は、第１項に基づき、甲から協力の要請に実務上可能な限り協力するものとする。

５　甲は、第１項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

６　甲は、第１項の規定による協力の要請にあたり、乙が指定する施設が県内市区町村と施設の使用に関する協定を締結していた場合には、甲は該当市区町村と施設の使用について協議するものとする。

（報告の手続き）

第５条　乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、その実施した業務内容等を文書（電子メールを含む。）により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告することが合理的に困難と認められるときは、口頭によるものとし、文書による報告が可能となった後速やかに文書により報告するものとする。

（災害発生時の拠点業務開始前手続き）

第６条　乙は、甲より第４条に基づく支援の要請を受領し、支援が可能と応諾し

た場合には、甲に対し、乙が指定した物件に赴き施設の安全性について、確認することを求めることができる。

（情報の共有）
第７条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用の負担）
第８条　乙が、本協定に基づき甲が要請する協力又は業務の遂行に要した費用（乙が本協定に基づく協力又は業務の遂行のために本物件の所有者その他の第三者に対して負担する費用を含む。）は、甲が負担する。
２　甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（原状の回復）
第９条　甲は、本協定に定める協力が終了した場合、物資拠点が閉鎖された場合その他甲が本協定に基づき本物件を使用する合理的な理由が解消された場合には、必要な原状回復を行い、乙又は乙の指定する者に本物件を返還するものとする。原状回復に伴う費用は、甲が負担するものとする。

（損害の負担）
第10条　業務の実施に伴い乙又は本物件の所有者、賃借人、管理者その他の関係者に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙に報告し、その措置について、甲乙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

（連絡体制等の確認）
第11条　甲及び乙は、災害発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。
２　甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（協議）
第12条　本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）
第13条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和４年12月26日

甲　　神奈川県横浜市中区日本大通１

神奈川県知事　　黒　岩　祐　治

乙　　東京都千代田区西神田三丁目２番１号
日本ロジスティクスファンド投資法人

執行役員　　亀　岡　直　弘